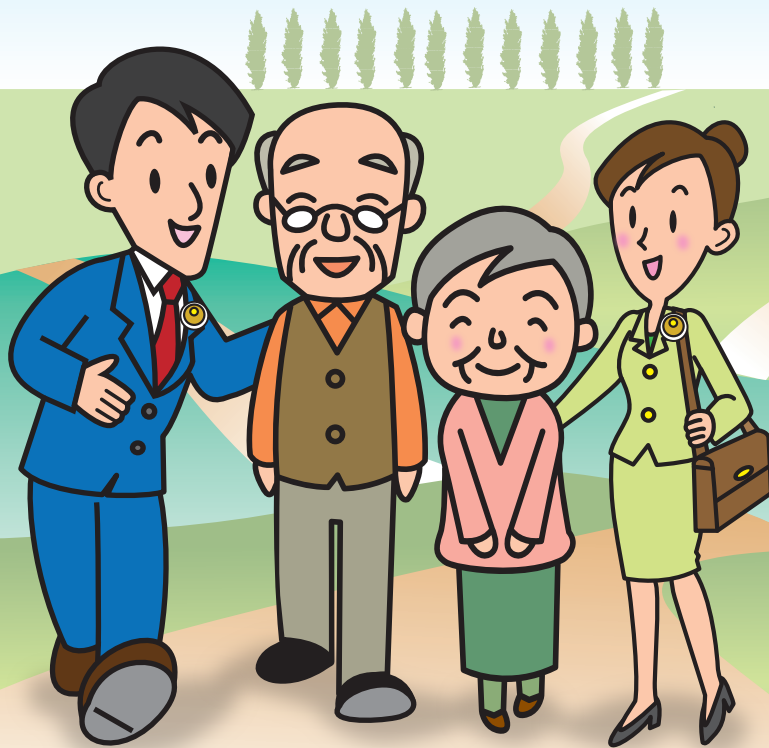


せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度



成年後見制度とは

認知症などで判断能力の不十分な方が

「自分らしく」「安心して」

生活するための制度です



近畿税理士会

成年後見制度には **2つの制度** があります

まずは税理士にご相談ください！

ご本人の
判断能力が衰えている場合

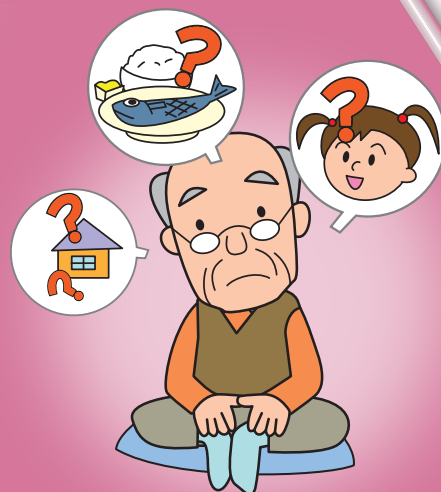
法定後見制度

家庭裁判所に申立てを

法定後見制度とは…

すでに判断能力が不十分になった方の法律面・生活面の支援をするために、本人や親族などが家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。

区分	本人の判断能力	援助者
補助	判断能力が不十分な方	補助人
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人
後見	判断能力が欠けている常況にある方	成年後見人



1

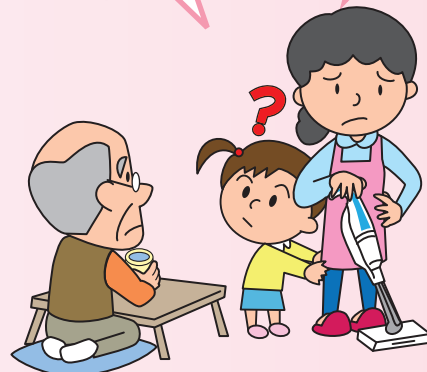
朝ごはんまだ？



2

さっき食べたばかりなのに…おじいちゃん最近「へん」だね。

税理士さんに相談してみようかしら。



3

家庭裁判所に申立てをして、成年後見人を選任してもらいましょう

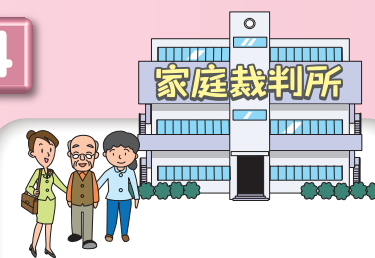
本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長などが申立てをすることができます。

費用

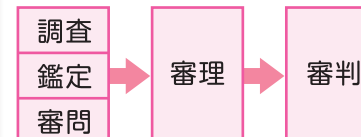
- ・申立手数料 (収入印紙) : 800円
- ・登記手数料 (収入印紙) : 2,600円
- ・通信費 : 実費
- ・その他に鑑定費用などが必要です。

後見登記制度により、禁治産などの身分が戸籍に記載されなくなりましたので、個人のプライバシーも保護されます。

4



家庭裁判所



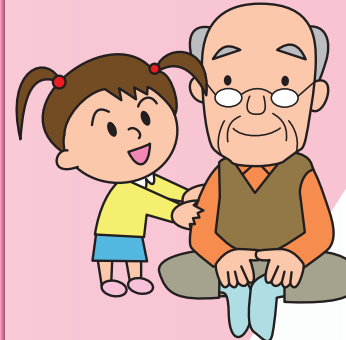
成年後見人・成年後見監督人等の選任

近畿税理士会は、家庭裁判所に成年後見人・成年後見監督人の推薦者名簿を提出しています。

5

後見の開始

おじいちゃんよかったね。



ご本人に
判断能力がある場合

任意後見制度

将来の不安に備えて契約を

任意後見制度とは…

本人の判断能力がある時に、あらかじめ信頼できる代理人を定めて、公正証書により契約をしておく制度です。公正証書には、将来、判断能力が不十分になった場合、自分に代わって代理人に、次のようなことを支援してもらえるように定めておきます。

- ・預貯金や不動産など財産の管理
- ・自分の意思を尊重した遺産分割の実行
- ・介護・福祉・医療サービスの利用手続きなど



1

今は元気だけど将来が不安だわ…そうだ！税理士さんに相談しよう。



2

まずは、公正証書で任意後見の契約・登記をしましょう

家族や親しい友人などのほか、私たち税理士も代理人になることができます。

費用

- ・公正証書作成の基本手数料 : 11,000円
 - ・登記嘱託手数料 : 1,400円
 - ・登記所に納付する印紙代 : 2,600円
 - ・通信費 : 実費
- ※代理人には、契約で定めた報酬を支払う必要があります。

契約の内容を自由に決めることができ、登記をするので安心です。

3

このごろおばあちゃん少し様子がおかしいな。



4



家庭裁判所

家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人を選任してもらいましょう

費用

- ・申立手数料 (収入印紙) : 800円
- ・登記手数料 (収入印紙) : 1,400円
- ・通信費 : 実費

5

後見の開始

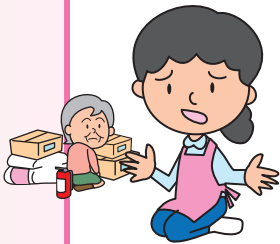
おばあちゃん安心してね



こんなときに利用できます

Q1

おばあちゃんが訪問販売で高額商品を買わされて困っています。認知症が進んだ場合、どうすればいいのでしょうか。



家庭裁判所から補助人や保佐人の選任を受け、高額商品を買う場合に補助人や保佐人の同意がいるようにしておけば、あとから契約を取り消すことができます。

A



Q2

知的障がいのある成人した子どもがいますが、自分が高齢になったときや死亡したときに、子どもの世話をしてくれる人がいるのか不安を感じています。



子どもさんの法定後見の申立てをします。あなたが成年後見人に選任されておけば、万一のときも家庭裁判所から、新たに成年後見人が選任され、財産管理や身の回りの世話を支援してもらうことができます。

A



Q3

子どもがなく、遠い親戚しかおりません。高齢になったときの生活や財産管理が心配です。



将来、判断能力が低下したときのために「任意後見契約」を結びます。

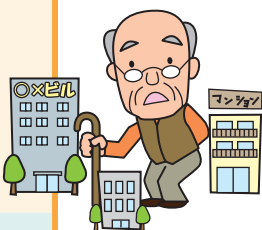
この契約により、判断能力が低下したときは、任意後見契約が発効しますので将来の不安が解消されます。

A



Q4

賃貸マンションを所有していますが、高齢のため、維持管理に不安をもっています。



将来、判断能力が低下したときのために、税理士などと「任意後見契約」を結びます。

その契約が発効するまでの間は、税理士と財産管理契約を結び、集金等の管理業務を依頼すれば、不安は解消します。

A



近畿税理士会 成年後見支援センターのご案内

相談日 **毎週水曜日**
(祝日・8月13日～8月16日・
12月25日～翌年1月7日等を除く)

相談時間 **午前10時～正午**
午後1時～午後4時(相談受付は3時30分まで)

税理士が相談に応じます
秘密厳守 相談無料

相談方法と相談の流れ

電話相談

電話相談専用フリーダイヤル
(通話料無料)
☎0120-40-7373

相談員と
電話で相談

面談相談

面談相談予約ダイヤル
06-6941-6886

相談日の予約

受付時間 月～金
午前9時～正午／午後1時～午後5時

相談日当日
相談員と
「相談室」で面談

近畿税理士会館地図



所在地

大阪府中央区谷町1-5-4
近畿税理士会館2階



近畿税理士会

近畿税理士会 成年後見

検索



成年後見に関する事務に役立つチェックシートも掲載中